

刑法（抄） 明治40年4月24日法律第45号

最終改正 平成7年法律第91号

出典：『六法全書』平成13年版 有斐閣

第11章 共犯

（幫助）

第62条 正犯を幫助（ほうじょ）した者は、従犯とする。

従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

第26章 殺人の罪

（殺人）

第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する。

（予備）

第201条 第199条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第27章 傷害の罪

（傷害）

第204条 人の身体を傷害した者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

刑事訴訟法（抄） 昭和23年7月10日法律第131号

最終改正 平成12年法律第142号

出典：『六法全書』平成13年版 有斐閣

第2編 第1審

第2章 公訴

第260条【告訴人等に対する起訴・不起訴等の通知】

検察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

第261条【告訴人等に対する不起訴理由の通知】

検察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。